給付金の回収が多発しています！

～育児休業給付・育児時短就業給付金編～

育児休業給付金の回収件数が増加しています



©HW豊橋「あつみん」

●給付金の回収手続きは煩雑となり、
　事業所担当の方にかなりの負担がかかります

●給付金の回収となった場合は、被保険者が正しい給付金を
　受け取る時期が３～４週間ほど遅れます（＊ハローワーク豊橋適用課調べ）

●回収が完了するまで、その次の支給処理ができません

●照合省略事業所となっている事業所で、回収事案が複数回
　起こる場合は承認が撤回されることもあります

給付金の回収がないようにするには…

『申請書に記載し、提出する』
だけではなく、
『内容の正しさ』が重要です！

チェックリストを確認！



©HW豊橋「あつみん」

チェックリストはこちら！

申請前に現状を確認

- □ 育児休業を**延長**していないか
- □ 育児休業**期間を変更**していないか
- □ **次の子の産前休業**に入っていないか
- □ 育児休業の途中で**離職**していないか
- □ **復帰後の所定労働時間が週20時間未満**になっていないか

確認後に記載

提出

回収となる原因の　第1位は…

約５割！
＊ハローワーク豊橋適用課調べ

復帰時の連絡不足や誤り

●『人事担当者』と『現場担当者』、
『事業所担当者』と『労働保険事務組合や社会保険労務士』が
しっかり連携を取り**最新の状況をデータや書面で把握**
してから申請することが大切

●以下のような誤りが多くなっています

・復帰したことの連絡がなかった　・育児休業の延長の連絡がなかった

・復帰日の連絡があったが、日にちが誤っていた

申請誤りで回収、こんなケースも！～その1～

●復帰と同時に、週の所定労働時間が２０時間未満になり
雇用保険を喪失することになった

＊復帰しているため間違えやすいですが、週の所定労働時間が２０時間未満になった前日で雇用保険資格を喪失するため、その日までが支給対象となります

●支給単位期間の翌日に復帰したため、支給日数が３０日分ではなく暦日数の支給になった

次ページで詳しく解説

支給単位期間が同じでも
支給日数が変わることがあります

●支給対象期間は暦日数に限らず、**通常は３０日分**の支給

●ただし、**最後の支給対象期間は暦日数**で支給

①支給終了時　②職場復帰時　③離職（雇用保険喪失）時

●そのため、支給申請書の**『職場復帰年月日』は誤りのないよう記入**

具体例
- 支給単位期間　10月11日～11月10日
- 職場復帰日　11月11日

→この場合は31日分支給

●離職の場合は、支給申請書の『職場復帰年月日』欄に離職日を記載・提出し、さらに資格喪失届を**同時に提出**

申請誤りで回収、こんなケースも！～その2～

●育児休業または時短就業中に**次の子の産前休業**を取得

●**育児休業延長**の申出があったのに気づかず当初の復帰日で申請した

●**退職**していたのに、復帰日を記入し申請した

●「支払われた賃金額」欄に**誤った金額を記載**した

＊賃金額の桁を間違えて記載してしまうケースも、散見されます。
この場合も支給額の誤りにつながりますのでご注意ください

●育児**時短**就業給付金受給中に**役員に就任し、資格喪失**した



©HW豊橋「あつみん」

被保険者の**最新の状況を把握**し

チェックリストを活用して

正しい内容で申請するようにしてください

ハローワーク豊橋
雇用保険適用課

（Ｒ8年11月　作成）